

# 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）について

令和元年 9 月 26 日（木）

本年 8 月に開催された絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）第 18 回締約国会議における附属書改正の結果等を受け、国際希少野生動植物種の指定等を行うため、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案を検討しています。

本件について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和元年 9 月 26 日（木）から令和元年 10 月 25 日（金）までの間、パブリックコメントを行います。

## 1. 背景

環境省では、ワシントン条約第 18 回締約国会議における附属書改正の結果等を受け、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成 5 年政令第 17 号）の一部を改正することとしています。具体的には、野生動植物の国際取引規制の実効性を確保するため、新たに附属書 I に掲載された *Aonyx cinerea*（コツメカワウソ）他 15 種（亜種を含む）を「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で規定する国際希少野生動植物種として指定するとともに、附属書 I から削除された *Leporillus conditor*（コヤカケネズミ）他 3 種を国際希少野生動植物種から削除する等の改正を行います（添付資料 1）。

これらの案について、広く国民の皆様の御意見を募集するため、パブリックコメントを行います。

## 2. 意見募集の対象

- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案（添付資料 1 参照）

## 3. 意見募集要領

御意見のある方は、添付資料 2 「意見募集要項」に沿って郵送、FAX 又は電子メールにて御提出願います。意見募集要項に沿っていない場合、無効となる場合がありますので御注意願います。

なお、頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承ください。

## 4. 添付資料

- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要
- ・意見募集要項

(参考) 国際希少野生動植物種

国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるもの。ワシントン条約附属書 I 掲載種（我が国が留保している種を除く）及び渡り鳥等保護条約に基づき相手国から通報のあった種を指定。

環境省自然環境局野生生物課

直通 03-5521-8283

代表 03-3581-3351

課長 中尾 文子 (6460)

課長補佐 荒牧 まりさ (6465)

課長補佐 佐藤 大樹 (7475)

係長 池田 千紘 (6462)